

デモクラシーと境界を越える正義

—Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*を読む—

五野井郁夫

「差異の政治」の代表的論者として日本では紹介されているアイリス・ヤングの近著 *Inclusion and Democracy* (以下『包摂と民主主義』) は、現代の国家と社会が抱えている諸課題の表情を捉えるという点で、政治理論のみならず他の社会科学研究者にとっても刮目に値する著作である¹⁾。フェミニズムやポストモダニズムの問題提起を受容し、社会構成的文化に基づいた諸集団間の差異への尊重を基調とした正義論を構築するというこれまでの問題意識は、本書でも基本的には変わっていない (Young [1989], Young [1990a], Young [1990b], Young [1997])。だが、本書で扱われている領域は上述の文脈よりもはるかに幅が広い。よりよき民主主義のあり方の探求こそが本書の主題であり、近年注目を集めている熟議民主主義論や政治過程における構造的不平等のもとでの民主的コミュニケーションの規範と条件 (第一章-第三章)、大規模社会での民主的意志決定の理論と市民社会 (第四章-第五章)、民主主義それ自体の制度ならびに範囲をめぐる境界を越える正義とデモクラシーの可能性 (第六章-第七章) について、実際の政策や事例を踏まえて議論が展開されている²⁾。以下ではヤング自身の章立てをアリアドネの糸として、本書の内容をつまびらかにしてゆく。

まず第一章では、現代政治理論における民主主義の理念型として利益集積型 (aggregative type) と熟議型 (deliberative type) の2つを対置さ

せ、後者に賛同しつつもその限界を明らかにした上で修正を加えている³⁾。利益集積型民主主義・熟議民主主義という2つの理念型は民主的な諸制度に基づく理論構築という点では双方とも共通しているが、前者の市民の選好を投票の結果によって集積するだけの競争的プロセスとするシュンペーター的利益集積型民主主義では、個人の選好 (preference) が所与とされることで、市民による政治参加の可能性も損なわれかねない。対する熟議民主主義は前者の問題点を乗り越えるうる可能態である。熟議民主主義とは近年の「新しいデモクラシー論」 (早川[2003:7-11]) の一つだが、これについては若干の説明を要するだろう。

熟議民主主義とは、「ハーバーマスの影響を強く受け、熟議を通じた合意形成の契機を重視し、利害や情念ではなく理性が政治に果たす役割に関心を払っている」 (山崎[2002:11]) ところの市民による積極的政治参加を伴う民主主義論一般を云う⁴⁾。前者の利益集積型民主主義では選好が所与とされているため、選択肢としての政治的指導者や政策は、ただ並べられたものを選び取るだけの作業にすぎない。だが、市民が政治的意志決定について時間をかけて議論するのであれば、その過程で自身の選択やそれを規定する選好自体が変化してゆく可能性も生じてくる。つまり、熟議民主主義論とは議論参加者の選好・利益・信念・判断を変容させるプロセスとして民主的な議論を重視するのである。この熟議民主主義は4つの規範的理念、すなわ

ち、①民主的意志決定に影響を受ける人々が議論と意志決定過程に含まれている場合にのみその意志は正当とされるとする包摂(inclusion)、②政治的平等(political equality)、③理性的であること(reasonableness)、そして④公共性(publicity)をとまなう。

しかしながら、既存の熟議民主主義論にも修正されるべき箇所があることをヤングは指摘する。第一点目としては、熟議における「論議(argument)」の特権化が惹起する深刻な排除についてである。「論議」においては理性的な政治的コミュニケーションをおこなうことが想定されているため、理路整然と議論しえない者の熟議への十全な参加は事実上不可能である。選好や利害間の競争に基づく利益集積型民主主義を直接批判する形で理論化されている熟議民主主義は、ここにおいて熟議における卓越性という別の競争の存在に直面せざるを得ないのではないだろうか。

熟議民主主義が抱える問題点の第一点目への解決策として、第二章では排除の形態を、①人々が議論や意志決定過程の外に追いやられている状態としての外的排除(external exclusion)と、②名目上議論や意志決定過程に含まれているが主張や表現を無視(ignore)・却下(dismiss)・庇護(patronize)されている状態としての内的排除(internal exclusion)と区別した後、これまでの合理性のみを重視してきた議論の形式では顧みられなかった挨拶やレトリック、物語りのような包摂的、かつ民主的コミュニケーションのモードを積極的に民主的政治過程に取り入れることで政治的コミュニケーションの概念を拡張し、熟議民主主義論の補完、修正を試みている(Young [2000:55-77])。

つづく第三章では、熟議民主主義の第二の問題点、すなわち熟議民主主義論の多くが民主的政治過程における統一性(unity)担保のため、共通善を特権化していることが明らかにされる。

正義をめぐる諸問題は構造的に差異化された集団によって千差万別なため、ヤングによれば共和主義が想定する共通善を追求するだけでは集団間の差異を適切に認識、対応し得るものではない。熟議民主主義論者のなかには、差異の政治を単に利己的な集団による政治の諸形態にすぎないとの認識から諸集団による社会運動に「アイデンティティの政治」というレッテル貼りをするところがある。これらの批判に対しては、集団間の社会的差異とはアイデンティティに還元しうるような実体的なものではないとして引き取ることで、これまでの「アイデンティティの政治」とは一線を画している。ヤングによれば「集団的差異＝アイデンティティ」と想定することは本質主義的アプローチにすぎず、集団間の差異とは社会構造における異なった位置から生じるものであるため「关系的」に捉える必要があるとされる。ジェンダー・人種・階級・セクシャリティ・能力を構成するところの「社会関係」は構造的要因に起因するのであって、深刻な対立の原因は文化の違いではなくむしろ構造的な不平等や利害対立のような社会的差異に起因するものである(Young [2000:83-111])。

熟議民主主義が抱えている問題の第三点目は、熟議民主主義論が民主的政治過程を対面的相互対話(face-to-face interaction)の形態に結びつけてしまう傾向である。この問題意識のもと、第四章では今日の大衆社会状況において包摂的で民主的コミュニケーションに基づく「脱中心的な(decentered)」意思決定の理論化について代表概念を中心に検討し、また第五章では代表に依拠しない政治参加の重要なパワーサイトとして市民社会が論じられる。

大規模社会を対象とする以上、熟議民主主義においても代表(representation)の問題は不可避だが、第四章では代表を政治的アクター間の差異化された関係として捉える必要性を唱えてい

る。代表制が民主的であることを止めるのは代表者と有権者間の関係性が喪失したときなので、代表する側とされる側の問題は両者間の委任とアカウントビリティの関係に注目することで解決しようと説く。その関連で本章では集団代表(group representation)の意義を明らかにし、政治的包摂の形態としての差異化された代表の重要性を検討している。また、政治学史上のモーメントからの批判として、正当な民主主義の実現にとって代表は相容れないという立場や代表は必要だが十全な代表は不可能であるというパラドックスが提出されるが、これらを回避する方法としてヤングは代表をアイデンティティまたは代理の関係ではなく有権者同士および有権者と代表者の「関係」を媒介するプロセスとして捉える。さらにピトキンの研究に基づいて委任とアカウントビリティ双方を包含した代表の概念化を試みている。だが、既存の民主政では委任の契機よりアカウントビリティの契機の方が弱いため、その改善手段として様々な追加的手続きやフォーラム、また選挙とは別のアカウントビリティ確保の手段として市民主催のレビュー委員会・政策研究・代表者も同席するヒアリングといった具体策を提案している点は興味深い。

ヤングによれば代表には、利益(interest)や意見(opinion)の他にパースペクティブ(perspective)、換言すれば、様々な境遇に置かれた人々それぞれの構造的な社会的位置がもたらす視座という3つのモードが存在する。これらはいずれも個人や集団の一側面であっても、アイデンティティに還元しうるものではない。包摂的な民主的政治過程に少数者集団や社会経済的に不利な立場にある人々のパースペクティブをいかに反映させてゆくのが集団代表の持つ意義を考える際のメルクマールになるとし、そのための施策として政党候補者リストのクォータ制・比例代表制の導入・公的な委員会でのポジションの確

保・政府機関以外のセクター、そしてとりわけ市民社会の活用が挙げられるが、この点は第五章に引き継がれてゆく。

第五章では市民社会との関連でアソシエーションと公共圏(public sphere)の役割が詳説される。ここでは市民社会の持つ機能の二側面として、①アソシエーションや社会運動が政治参加の可能性を拡大し、社会的連帯のネットワークを創出する側面、ならびに②国家や企業の政策や行動に影響を及ぼし、改革を促進する活動の側面の双方を強調するコーエン＝アレイトの議論に依拠しつつ、前者を市民社会での自己決定に貢献する自己組織化(self organization)の側面、そして後者を熟議民主主義との関連で公共圏の側面として言及してゆく。

熟議民主主義者の多くが、議会のような政府の諸制度のみを熟議の場として想定するのに対し、ヤングは市民社会における公共圏の活動として熟議民主主義論を理論化する試みに注目する。だが、市民社会を手放しで称揚する論者らとは決別している。なぜならば自己決定(self determination)と同様、自己開発(self development)も社会正義の達成にとって欠かすことの出来ない要素であり、市民社会のみでは自己開発のような社会正義の調達は不可能だからである。かかる点をヤングは市民社会の限界とし、その役割を担うべきものとして国家の諸制度に注目する。国家の諸制度と市民社会の役割は理論的には補完関係にあるが、実践においては相反してしまうというディレンマを回避するために、ここでは国家と市民的制度を近接させる試みとしてハーストらの結社民主主義論(associative democracy)を紹介し、国家の諸制度が果たすべき重要な役割と公共政策の不平等な影響力を補完する手段としてのアソシエーションの可能性を探っている。

さらに進んで第六章・第七章では、地域ならびにグローバルなレベルでの民主政について

の考察がなされる。まず第六章では居住地域の隔離(residential segregation)について、民主的実践に対する影響が多岐であり、様々な分野でのさらなる隔離を生産／再生産する社会・経済・政治的排除の形態だと捉える。その際、隔離のもたらす諸帰結への対応策である「統合(integration)」の理念を批判しつつ、オルタナティブとして「差異化された連帯(differentiated solidarity)」という理念を提起し、それを地域的ガバナンスへと敷衍してゆく。居住地域における人種・階級的隔離が問題なのは、所得や教育における階級的な差異を悪化させることにくわえて、特権を享受している人々が不利益を被っている人々から隔離されることで自身の立場を平均的だと誤認するとともに、政治的コミュニケーションをも阻害することから隔離が問題として顕在化せず、隔離された集団を政治の場から排除・周辺化してしまうためである。隔離をめぐる問題を「統合」の理念から居住地域の混合によって解決しようとする立場は、「統合」される側の負担や不利益を顧みていない点などが問題だとして退けられる。

そこでヤングは「統合」とは別の理念をソイスルの欧州諸国における移民政策研究から導き出す。ある集団に帰属する人々を排除・隔離する行為や構造に抗する点では「統合」と同様だが、社会的または文化的親近性を共有する人々の間である程度の分離(separation)が生じることを容認すると同時に人々への尊重と相互の義務(obligation)を伴う理念を、ヤングは「差異化された連帯」という語句を用いて説明する(Young [2000:221])。というのも、複雑で多元化した大規模社会での包摂を理念とすにあたっては、連帯の構想が他者との距離を前提とした相互尊重とケアの概念として必要だからである。

これまでの正義論は、正義の義務(obligation of justice)が及ぶべき政体(polity)の範囲を国民国家という枠組みを所与とすることで、同じ政体

に属しないとされる人々を正義の原則から排除してきた。まさにこの点こそが議論の俎上に載せられ、いまや所与とされていた範囲設定は動揺せざるを得ない。この際、ヤングがオルタナティブとして持ち出すのはオニールの正義論である。オニールにとって正義の義務とは同じ地域で共に暮らしている人々はもちろん、大都市圏のような地域においても民主的な制度関係ならびに影響の因果関係のなかにある人々^{あわい}の間で生じるものであって、その関係性は遥か遠方の他者へも敷衍されるため、当然グローバルな範囲への広がりも想定される。そこにおいて各人は政治的組織のような人々の間で正義の関係をもたらし集合行為の諸制度を構成・維持するためにそれぞれ出来ることをするよう義務づけられる。差異化(differentiation)については、様々な社会集団がクラスター化することへの自由も、差別をしないことへのコミットメントとのバランスにおいて認められるべきであるとともに、同化しえない他者性(unassimilated otherness)への開放性、すなわち人々が複数のメンバーシップを有し、また一部の人々がどのような性格付け(characterization)にも該当しないことを確認するという観点からも必要だとされる。このように「差異化された連帯」とは、集団を差異化する概念的な境界と包摂・排除する空間的な境界の双方へのチャレンジであり、この理念をより広範で民主的な地域的ガバナンスという制度として適用することで各政治体間の格差是正を試みている。地域的ガバナンスの諸制度とは、予め設定された境界内でのイシューのみではなく、イシューごとに機能的に政治的管轄権(political jurisdiction)がそのつど設定されるような「脱中心化」され、かつ自律性を有する政治的単位が想定されている。

「差異化された連帯」に基づくガバナンスについての考察は、第七章ではグローバルなレ

ヴェルにまで拡大される。人々の相互依存関係は国の際を超えてグローバルになっているため、正義の義務の範囲は従来、通説としてその限界とされてきた国民国家の枠組みから自由なものとして想起されるべきとの主張をヤングは展開する。

では、現在の世界において単に国家の外にあるという理由だけで他者の利益を不当にも無視することを容認しうるように政治的管轄権の境界が機能しているという現実に対して、境界を越える正義とグローバル・ガバナンスの諸制度はいかにして可能なのか。ここでヤングは正義のイシューを提起するグローバルな市民社会の存在に注目するとともに、基本的に政治的諸制度の範囲は正義の義務の範囲に対応すべきであり、正義に関する義務の範囲がグローバルならば、それに対応した民主的なグローバル・ガバナンスの組織枠組みが必要だと説く。とはいえ、正義の義務の範囲はグローバルなものだとしても、世界中の人々が他の全ての人々に対して同じ義務を負うわけではない。すなわち、その比重については社会・経済的なつながりの範囲と深さとの関係性に依拠して担われるべきだとし、各地域間の社会・経済的格差を考慮している。

また、境界を設定するところの人々の自己決定の主張は社会正義の一側面として現在自明の妥当性を持っているので、自己決定(ここでは自決権)を承認し、それぞれに独立の領土的境界を有する管轄権を与えることならびに境界を越える正義の義務が、他の人々の平和と自由を脅かすというディレンマに陥るのではないかとの危惧が表明されるのは当然であろう。ヤングは自己決定を不干渉(non-interference)ではなく、非支配(non-domination)として読みかえることでこのディレンマの回避に努めている。非支配としての自己決定という解釈は、究極的には既存の国民国家の権利を制限し、国際関係をより協

調的なものに再構成することを示唆する。非支配としての自己決定においては不干渉が前提だが、ある行為が他者に悪影響を及ぼす場合、人々は係争当事者として当該団体や個人に対する異議申し立てや、支配を最小化することを目的とした政府間制度のデザインと実施に参加する権利を有する。かかる方法によってガヴァナンスは、自己決定原則を尊重しつつグローバルなレベルで「差異化された連帯」の理念を実現してゆくのである(Young [2000:257-265])。

正義の義務のグローバルな拡大は、政治的共同体の範囲と諸制度による諸規制も同様に拡大することを要請するため、以下ではグローバル・デモクラシーについて考察がなされる⁶⁾。グローバル・デモクラシーについての近年の研究は、グローバルな規制の枠組とローカルな自己決定のコンビネーションをその前提とする多層的なものとなっている⁶⁾。ここではボラ＝カステルのグローバルな規制枠組みやヘルドラのコスモポリタン・デモクラシー論が紹介されたのち、それらを受けてヤングは、①平和と安全、②環境、③貿易と金融、④FDIと資本稼働率、⑤コミュニケーションと輸送、⑥労働基準と福祉の権利を含む人権、⑦市民権と移民の7分野でのグローバルな規制レジーム(global regulatory regime)を構想する。各レジームは個人、組織、政府がどのようにお互いの利益と事情を考慮するよう義務づけられているかについての一般的ルールの「薄い(thin)」セットを提供するものであり、各レジームを通じてそれぞれの地域でローカルな自己決定が「濃くなった(thicken)」形で担保されるような、ダールの多元主義のディレンマには陥らない脱中心化されたグローバルなガバナンスとデモクラシーを志向していると云える。このような国境を越える民主主義／民主政と正義へのまなざしは、1979年のベイツの著作を嚆矢として今日では多くの政治学・政治理論研究者が従事する分野と

して既に確立しているが、本書では最後にベイツやヘルドの問題意識を受けてグローバルな社会運動の可能性と国連改革にまで議論が及ぶ。(Young [2000:265-275], Beitz [1979], Held [1995=2002], Dryzek [2000])。

これまでもヤングの著作は政治理論・社会理論の研究者たちに影響を与えてきたが、1990年代から2000年にかけての主要な論文が収録されている本書『包摂と民主主義』も例外ではない。一例を挙げるならば、熟議民主主義論の泰斗であるドライゼックはDryzek [2000]において、実際にヤングの議論を援用することで、それまでの「民主主義の真正さ」といった理性的側面への偏重を修正し、熟議民主主義の範囲を拡大している(Dryzek [2000:1,53,65-68])。

ヤングによれば今日、社会正義の達成とは民主的諸手続きにおける広範な包摂を促進することである。本書では、「包摂」や「差異化された連帯」からよりよき民主主義のあり方が探求されており、そのなかでもとりわけ評価に値するのは、アイデンティティの政治との距離をお

くためのパースペクティブの提示や市民社会と公共圏の意義と可能性、そして地域のおよびグローバルなレベルでのデモクラシーや正義への義務という諸課題に正面から取り組んでいる点である。これらヤングの企てがどの程度成功しているかについては読者の判断に委ねられるところが、本書は従来の学問上の専攻区分とそれに伴う内／外・国内／国際といった境界設定がわたしたちの「世界」の表情をとらえるにあたってははや有効ではなく、むしろ足枷になっているのではないかとの現在の学問のあり方自体に疑義を呈するものであり、その意味でもひろく読まれるべき価値のある著作であろう。

Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*, Oxford: Oxford University Press, 2000.

*本稿の執筆に際し立正大学の早川誠先生と、東京大学大学院の金山準、ウォーリック大学大学院の安高啓朗両氏、ならびに「テイラー研究会」の参加者各位にはそれぞれ貴重なコメントをいただいた。この場を借りてお礼申し上げます。

註

1. 本来、デモクラシー、民主主義、民主政はそれぞれ異なった用法で使用されるが、本稿ではタイトルおよびコスモポリタン・デモクラシー、グローバル・デモクラシーを除いて森[1995]に依拠する。
2. inclusionやdeliberative democracy、aggregativeの日本語訳はそれ自体、未だdeliberationを必要とする。これらの訳出については早川[2001:152]、野崎[2001:230]、山崎[2002:11]、早川[2003:7]、北本・齋藤・堀田・山本・立岩[2003]をそれぞれ参照されたい。
3. Young[1997]の第三章では利害に基づいた民主主義(interest based model of democracy)への対立軸として熟議民主主義を紹介した後、その問題点を指摘している(Young [1997:60-74])。
4. 熟議民主主義の他にも討議民主主義(discursive democracy)があるが、ドライゼックの近著によれば双方は互換的でありながらも、後者は既存の政治的・社会的権力構造に対してより批判的な立場である(Dryzek [2000:2-3])。
5. ヤングの国家の枠組みを超える正義論への取り組みはすでにYoung [1990b]のエピローグに見出すことができる(Young [1990b:257-260])。
6. コスモポリタン・デモクラシーやグローバル・デモクラシーとは世界政府の樹立や現存する国家単

位の否定ではなく、それらを通じた財の再分配を構想する(Held [1995=2002]、Y.Soyalへのインタビュー[2002.9.26:DESK Symposium “International Migration: Changing Perspectives, New Approaches, and a Widening Horizon”])。

7. 現在ヤングはシカゴ大学政治学部教授で2001-2002年度、2002-2003年度には従来の政治理論講座に加えてそれぞれ“Global Justice”, “Ethics in International Affairs and Development”という講座を開講している。従来の政治学の領域を問い直すこのような試みは、現在日本において未だ研究されていない分野だが、名誉ある例外として杉田[2002]、神島[2002]、山崎[2003]が、また、トランス・ディシプリナリーな学のあり方を探求している試みとしては山脇[1999]、芝崎[2003]がある。

文献

- Beitz, Charles (1979) *Political Theory and International Relations*, Princeton: Princeton University Press. = (1989) 進藤榮一(訳) 『国際秩序と正義』岩波書店.
- Dryzek, John (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford: Oxford University Press.
- 早川誠 (2001) 『政治の隘路』創文社.
- (2003) 「デモクラシーを論じること」『創文』453(5):7-11.
- Held, David (1995) *Democracy and the global order : from the modern state to cosmopolitan governance*, Cambridge : Polity Press. = (2002) 佐々木・遠藤・小林・土井・山田(共訳) 『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』NTT出版.
- 神島裕子 (2002) 「国際的社会正義の一試論：ジョン・ロールズとトマス・ボグゲ」『法学政治学論究』54:239-260.
- 森政稔 (1995) 「民主主義を論じる文法について」『現代思想』23-12(11):154-179.
- 野崎綾子 (2001) 「Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*」(学界展望 法哲学)『国家学会雑誌』114(5・6):230-232.
- 芝崎厚士 (2003) 「自我・国家・国際関係：文化としての国際関係認識研究序説」『国際社会科学』52:61-103.
- 杉田敦 (2002) 「政治」福田有広・谷口将紀(編)『デモクラシーの政治学』東京大学出版会, 92-109.
- Young, Iris M. (1989) “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship,” in *Ethics: A Journal of Moral Political and Legal Philosophy*, 99(2):117-142. = (1996) 施光恒(訳) 「政治体と集団の差異：普遍的シティズンシップの理念に対する批判」『思想』867(9):97-128.
- (1990a) *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington, Indiana University Press.
- (1990b) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton: Princeton University Press. =(2003) 北本・齋藤・堀田・山本・立岩(抄訳) <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/gsce/db1990/9000yi.htm>
- (1997) *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton: Princeton University Press.
- 山崎望 (2002) 「境界線を越える民主主義？：ドライゼックの熟議民主主義論」『創文』447 (10):11-14.
- (2003) 「「後期近代」における政治の変容」『思想』946(2):123-144.
- 山脇直司 (1999) 『新社会哲学宣言』創文社.